

経済と経営 22-3 (1991.12)

〈論 文〉

第 I 部

ホブズにおける、「契約 (Pact, Covenant)」、および、「自然権」、「自然法」、の諸概念の分析（第 I 章——第 XII 章）

鈴木秀勇

第 X 章 (II—C ; II—D, 1) —— 5))

II—C

そこで、つぎに、これまで見た・EoL および DC・L での立論が、Lev・E, Lev・L にあっては、どのように〈展開〉され、ないしは、〈変貌〉していくかを、辿らねばならぬ。

1) Lev・E, Lev・L のいずれもが、『第一部』・「第十四章」・第七パラグラフにあって、「自分の権利」の〈手放し〉あるいは〈引き渡し〉の・〈二つ〉の「仕方」を挙げている点と、各々の「仕方」の〈規定〉とについては、先行二著述に比して、——立ち入った文言が加えられていることを別にすれば——変更はない。すなわち、

a) まず、〈二つ〉の「仕方」については。

Lev・E 「権利が手放されるのは、権利を無条件に放棄すること (simply Renouncing)によるか、ないしは、権利を他人に移譲すること (Transferring it to another) によるか、そのいずれかである」¹⁾。

1) Lev・E, p. 191.

Lev・L 「権利が引き渡されるのは、無条件の放棄 (*símplex renūntiatio* [スィムプレクス・レヌーンツィアーツィオ]) ニヨルか、ないしは、他人に移譲スルコト (*trānslātio ad álium* [トランスラーツィオ・アド・アリュウム]) ニヨルか、そのいずれかである」²⁾。

b) しかし、Lev・E, Lev・Lでは、ここに、各々の「仕方」の〈相違〉が、付加されている³⁾。

Lev・E 「無条件ニ放棄スルコトによるのは、当人が、その権利から生ずる利益が誰に帰するかを、心にかけない場合である。移譲スルコトによるのは、当人が、その権利から生ずる利益を、ある・特定の人物 (some certain person), ないしは、複数の人物に、向ける場合である」。

Lev・L 「無条件に放棄するのは、権利を、誰しも皆が手の届くところに投げ出して、なんびとにも特定に賦与しない人のことである。移譲するのは、権利を、特定の・ある者 (*cértus áliquis* [ケルトゥス・アリクウイス]) に容認する (*concédit* [コンケーエディト]) 人のことである」⁵⁾。

2) つぎに、「権利」の・こうした「放棄」と「移譲」との〈規定〉については、Lev・E, Lev・Lのそれが、EoL, DC・Lにおける〈規定〉と、基本的には〈同一〉であることは、本稿・前出・I——C, 1), および, 19) に、見たとおりである。

3) さて、EoL, DC・Lでは、上記の〈規定〉につづいて、「権利」の「移譲」の場合に「要求される」のは、「移譲者」による・「権利の移譲」の「意志」の「充全な表示」と、「受領者」による・「権利の受領」の「意志」の「充全な表示」との「二つの事柄」であること、および、「受領者」の・「受領」

2) Lev・L, p. 104.

3) この〈相違〉については *cf.*, 本稿・前出・I——B, 14) ~21) (『経済と経営』。第22卷, 1号。106—120ページ)

4) Lev・E, loc. cit.

5) Lev・E, loc. cit.

の「意志」なき場合に「権利」が「移譲」されると仮定しても、その「移譲」は「権利」の「放擲」・「放棄」にはなりえないと、その〈根拠〉とが、論述されていた。(本稿・前出・II-A)。

4) これにたいして、Lev·E, Lev·Lは、あの〈規定〉につづいて、つぎのように、立論する。

Lev·E 「総じて人が、上記の・いずれの仕方によってであれ、自分の権利を引き渡し、ないしは、許容してしまった場合、その時には、当人は、そうした権利が容認され、ないしは、引き渡された相手方が、その権利から生ずる利益を享受することにたいして、妨害を加えないように拘束され(OBLIGED)ないしは束縛されている(BOUND)，と言われる。そして、当人は、自分自身がとった・意志に発する・あの行動 (that voluntary act of his own. 「権利」の「放棄」と「移譲」])を、無効にしないように (not to make void) スベキデアリ (Ought)，無効にしないのが、当人の義務 (his Duty) である，と言われる。さらにまた、こうした妨害 (such hindrance) は、不当ニ (Sine Jure [スィネ・ユウーウレ] 「権利ヲ有シナイノニ」) 行われるのであるから、なぜなら、当該権利は、それ以前に(before)，放棄され、ないしは移譲されているからである、不正義(INJUSTICE) であり、侵害(INJURY) である，と言われる」⁶⁾。

Lev·L 「放棄と移譲との・いずれの仕方で権利の引き渡しを行うにせよ、当人は、その権利を入手した者が、権利から生ずる利益を享受することができないように、この者に障礙を加えることを、してはならない。なぜなら、障碍を加えることは、自分自身がとった行動 「権利」の「放棄」ないしは「移譲」を、無効な (írritus [イルリトゥス]) 行動たらしめずにはいられないからである。言うまでもなく、障碍を加えることが、不正義 (Injústitia [インユウースティツィア])，また、侵害 (injúria [インユウーリア]) と呼ばれるが、そ

6) Lev·E, loc. cit.

のように呼ばれるのは、当該権利は、それ以前に (*ante* [アンテ]) 引き渡されているのであるから、障礙を加えることは、権利がないのに (*absque jure* [アプスクウエ・ユゥーウレ]) 行われる、ということを根拠にするものである⁷⁾。

a) この所論は、EoL, DC・L にあっての・「権利」の「放棄」と「移譲」との〈規定〉の〈内容〉からの・つぎのような〈展開〉である。

すなわち、

ア) i) 「自分の権利」を「放棄」ないし「移譲」した当人は、
ii) 当該「権利」を〈取得〉・「受領」した者が、〈取得〉・「受領」した「権利から生ずる利益を享受すること」にたいして、「妨害を加えないように」、「拘束」・「束縛」される。

イ) なぜなら。i) 〈妨害を加える〉ことは、当人が、「自分自身」の「意志に発する」「放棄」、「移譲」を、〈自ら〉「無効」にすることであり、

ii) ゆえに、上記のように「拘束」・「束縛」される、とは、
iii) 当人が「無効にしないようにスペキ」であることであって、
iv) とりもなおさず、「無効にしない」のが、当人の「義務」である、ということであるからである。

b) ア) さらにまた、〈妨害を加える〉こと、「自分自身」の「意志に発する」・「放棄」、「移譲」を「無効」ならしめることは、

イ) 当人が「それ以前に」既に「放棄」、「移譲」して、もはや「権利を有しない」にも拘らず、

ウ) なお「権利」を〈保有〉しており、いまだ「放棄」、「移譲」していない、という《矛盾》・《背理》である。

c) この《矛盾》・《背理》が、

ア) 一つには、「権利」を、〈もはや保有していない〉にも拘らず、〈いまだ

7) Lev・L, loc. cit.

保有している〉こととして、〈権利ヲ否定スルコト〉 (*iniūstítia* [インユウースティツィア]), すなわち, INJUSTICE・「不正義」であり,

イ) また、二つには、当該「権利」を〈取得〉・「受領」し、したがって〈保有〉している者の「権利」を、もはやその「権利」を〈保有していない〉当人が、「妨害」することとして、前者の〈権利ヘ侵入スルコト〉 (*iniúria* [インユウーリア]), すなわち, INJURY, 「侵害」である。――

5) 上記の・所論の〈展開〉と、そこに現われる・「不正義」と「侵害」との概念とは、プラトーン、古ストア派に基づく・キケロの見解に協和する。

a) ア) まず、上記の・‘*iniūstítia*’なる語の「基本語幹」は、「中性名詞」・‘*iūs*’ ([ユウース]) である⁸⁾。

イ) ‘*ius*’は、「印欧語族・基語 [祖語]・(IE)」の（ローマ文字で表音すれば）‘*yōh*’（「健全」）に発し、「古典ラテン語」に先行する「古ラテン語」では、最初, ‘*ious*’ ([イオウス]), ついで, ‘*iuus*’ ([イウウス]), の語形であったものである⁸⁾。

б) 「古典ラテン語」としての‘*iūs*’の語意は,

ア) まず、本義は、 i) 「法」, 「法令」, および, 「伝承慣行デ, 拘束力ヲ有スルモノ」, また, 「許容サレテイル事柄ト, 許容サレテイナイ事柄トヲ, 定メテイルモノノ總体トシテノ規則」, (複数形 ‘*iūra*’ ([ユウーウラ]))は, 「法律」),

ii) とりわけ, 「法」(「自然法」, 「市民法」, 「国際法」, 等),

iii) 「司法上ノ判決」,

8) 以下、主として、8)までの記述は、「経済と経営」第22巻、1号の脚注に挙示した・Georges, K. E. : „Ausführliches Lateinisch-deutsches Handwörterbuch.“, Kühner, R. et al. : „Ausführliche Grammatik der lateinischen Sprache.“ Kühner, R. et al. : „Ausführliche Grammatik der griechischen Sprache.“ Buck, C. D. : “A Dictionary of selected synonyms in the principal Indo-European languages.”に基づくものである。一々の出典指示は、省略する。

- イ) つぎに、転義は、 i) 「自然、成文法律、慣習、ニ根拠ヲ有スル権限、請（要）求権、トシテノ権利」、
ii) とりわけ、「アル身分、ナイシハ、アル個人」が有する「特権」、「特許」、「特典」、
iii) 「権利ニ発スル権力、権能」、——であった。
- c) この ‘iūs’ から、「形容詞」・‘iūstus’ ([ユウーウストゥス]。 (m) ; -ta (f) ; -tum (n)) が、派生した。
- ア) 本義は、 i) 「人間」については、上記・b), ア), i) の「法」、「法令」、「規則」を「厳守スルトコロノ」という意で「正シイ」、「公正ナ」、
イ) 転義は、 i) 「誠実ナ」、「正直ナ」、
ii) 「名詞」として用いられて、「正シイ人間」、
ウ) i) 「事柄」については、本義は、「合法ノ」、「適法ノ」、および、上記・イ) の「権利」に「基ヅクトコロノ」、
ii) 転義は、「充全ナ根拠ヲ有スルトコロノ」、「秩序ニカナッタ」、「適切ナ」、「充全ナ」、
iii) 「中性・名詞・複数形」では、「適當ナモノ」、「至当ナモノ」、「所要ノモノ」——であった。
- d) ところで、ア) この ‘iūstus’ を「語幹」とし、これに、ギリシャ語の ‘a-’、‘av-’ に由来して『否定』を表わす「前綴」・‘in-’ が付されて、合成された「形容詞」が、‘iniūstus’ ([インユウーウストゥス]。 (m) ; -ta (f) ; -tum (n)) である。
- イ) 語意は、 i) 本義は、「形容詞」としては、前出・‘iūstus’ の諸語義に〈対立〉するものであることは、言うを俟たないが、
また、「中性名詞・単数形」で、「違法ナ事柄」、「不正ナ事柄」、「不公正ナ事柄」、および、「不法」、「不正」、「不公正」、ならびに、かかる「行為」、
ウ) 転義は、 i) 「圧力ヲカケルトコロノ」、「重イ」、「負担ニナルトコロノ」、

- ii) 「適切ナラザル」, 「似合ワナイ」, —— であった。
- e) ア) さらに, 上記の・‘iniūstus’ という「第二変格・形容詞」の「形容詞・語尾」・‘-us’ に代って, 「語幹」・‘iniust-’ に, 「名詞・形容詞カラノ由来語」(Dēnōminātīvum ([デーノーミナーティーイウム])) の「語尾」で「抽象性」を表わす「後綴」・‘-ia’ ([−イア]) および ‘-i-tia’ ([−イーツィア]) のうち, 後者が付された合成語が, 上掲の ‘iniūstītia’ である。
- イ) ただし, ラテン語・「後綴」の‘-ia’, ‘-i-tia’ と, ギリシャ語・「後綴」の ‘-iā’ との間には, つきの共通性と, しかし, 相違点とが, ある。
- ギリシャ語では, 「第三変格」の「名詞・形容詞」からの上記「由来語」の「語尾」の一つに, ‘-iā’ ([−イアー]) があった。
- これは, イオーニイア大地域語にあって, ‘-iη’ ([−イエー]) と長母音・‘-η’ で終る語形の影響を受けて, アッティケー地域語を含むドーリイス大地域語で, 長母音・‘-iā’ の語形となったものである。
- 例えは, 「名詞」・‘σοφiā’ ([ソフヒイアー])。イオーニイア大地域語では, ‘σοφiη’ ([ソフヒイエー])。「知」, 「賢サ」は, 「動詞」・‘σοφiξειν’ ([ソフヒイゼイン])。現在・能動相・不定法形。「賢クスル」, 「教エル」), また, ‘σοφiξεσθαι’ ([ソフヒイゼストハアイ])。現在・受動相ならびに中動相・不定法形。「自ラヲ教エル」, 「賢クナル」, 「学ブ」, 「悟ル」, 等), および, 「形容詞」・‘σοφōs’ ([ソフホオス], (m))。‘-φή’ [-フヘエー], (f); ‘-φōν’ [-フホオン], (n)。「賢イ」, 「知ヲソナエタ」。また, 「名詞」として, 「知者」) の「語幹」である ‘σοφ-’ に, 「後綴」・‘-iā’ が付されて, 合成された語である。
- しかし, ‘φιλoχρηματiā’ ([フヒロクフレーマティアー])。「金銭欲」, 「物欲」) のように, 「動詞」・‘φιλoχρηματεīν’ ([フヒロクフレーマテーエイン])。「金銭ヲ愛スル」, 「物欲ニ駆ラレル」), ならびに, 「形容詞」・‘φιλoχρῆματos’ ([フヒロクフレーマトス])。(m), (f); ‘-τov’ (-マトン]) (n) (金銭ヲ愛スルトコロノ」, 「物欲ニ駆ラレルトコロノ」)との「語幹」が, ‘φιλoχρηματ-’ と ‘τ-’ [タウ] で終る時には, これに, 「後綴」・‘-iā’ が付されて, 「語尾」が, 当然,

‘-*īā*’ ([[。]-ティア]) となる。

これにたいし、ラテン語では、「動詞」からの「由来」「名詞」・「形容詞」の「語幹」に、‘-ia’ ([[。]-イア]), と並んで‘-i-tia’ ([[。]-イ-ツィア]) (「古ラテン語」では、‘-i-tiēs’ ([[。]-イ-ツィエース])) の「後綴」が付せられて、「抽象性」を表わす「名詞」が合成された。

ただし、ギリシャ語にあっては、‘-*īā*’を「後綴」とする語は、きわめて多数にのぼるが、古典ラテン語では、‘-ia’・「語尾」の語は、稀である。

たとえば、「古ラテン語」の‘quom’ ([クウオム]), ついで‘quum’ ([クウウム]) に由来する・「古典ラテン語」の「前置詞」(および「接続詞」)・‘cum’ ([クウム]) が、‘con-’ ([コン-]) という「前綴」となり、これに、‘cor’ ([コル]。「心臓」, 「心」, 「心情」, 「感情」, 等。ギリシャ語の‘καρδίā’ ([カルディア]), イオーニイア大地域語では、‘καρδίη’ ([カルディエー])。叙事詩では、‘κραδίη’ ([クラディエー]), アイオリイス大地域語では、‘κάρξα’ ([カルザ]), キュプロス地域語では、‘κορξία’ ([コルズィア]), に由来) の「造出格」(「所有格」・「第二格」)の語形・‘cōrdis’ ([コルディス]) の「語幹」・‘cord-’ が付された‘concord-’ と‘-ia’ とから合成された‘concōrdia’ ([コンコルディア]. 「心ヲーツニスルコト」, 「和合」, 「融和」), また, 「第二変格」の「形容詞」・‘gnāvus’ ([グナーアウス], (m); ‘-āva’. (f); ‘-āvum’. (n). > ‘nāvus’ ([ナーアウス]). (m); ‘nāva’. (f); ‘nāvum’. (n). 「熱心ナ」, 「勤勉ナ」, 「活動的ナ」) に, 『否定』の意の「前綴」・‘in-’ が‘i-’ の形で付された・同じく「第二変格」の「形容詞」・‘ignāvus’ ([イグナーアウス]。「怠隋ナ」, 「無気力ナ」, 「衰弱シタ」) の「語幹」・‘ignāv-’ と‘-ia’ とが合成された‘ignāvia’ ([イグナーウィア]。「怠隋」, 「無気力」, 「怯懦」), などである。

こうした場合、「動詞」・‘grātārī’ ([グラーターリー]). 受動形態動詞。現在・不定法形。「自ラノ友愛ノ念ヲ知ラシメル」, 「仕合セヲ祈ル」から派生した・「第二変格」・「形容詞」・‘grātus’ ([グラーアトゥス], (m); ‘-ta’. (f); ‘tum’. (n). 「好マシイ」, 「感謝ニ値スルトコロノ」, 「好意ニ恩ヲ感ズルトコロ

ノ」) の「語幹」・‘grāt-’ のように ‘-t’ で終る場合には、もとより、ギリシャ語にあってとひとしく、‘-ia’ が付されて、‘grātia’ ([グラーツィア]。‘親愛’、‘好意’) となる。

しかしながら、このように「語幹」が ‘-t’ で終らない・「第二変格」の「形容詞」—— 例えは、「動詞」・‘amāre’ ([アマアーアレ]。‘(気質、ナイシ、情念ニヨッテ、他人ヲ) 愛スル」) に由来する「形容詞」・‘amicus’ ([アミィーイクウス]。 (m) ; ‘-ca’. (f) ; ‘-cum’. (n)。‘友愛ノ感情ヲ抱イテイルトコロノ’、‘友情アル’。‘名詞’・‘amicus’。‘(男性ノ) 友人’。‘amīca’。‘(女性ノ) 友人’) の「語幹’・‘amic-’ と「後綴’・‘-i-tia’ とが合成された ‘amic-itia’ ([アミーキィツィア]。‘友愛’) に類する語は、多数、存在したのである。

‘iniūstítia’ もまた、その一つである。

(ただし、同じ・「第二変格」の「形容詞」のに付される「後綴」が ‘-ia’ となるか、‘-i-tia’ となるか、の相違の・言語学上の、また、言語史上の、根拠は、不明である)。

ウ) さて、上記のようにして成立した語・‘iniūstítia’ は、「抽象性」を表わす語形であるから、その語義は、「法・法令・規則ヲ遵守シナイコト」としての「不法」、「不正」、であるが、そのほかに、「不法ナ処置」、「不法ナ苛酷」の語意も持った。

f) ところで、前掲の ‘iūs’ から、他方、「形容詞」・‘iniūrius’ ([インユウーリュウス] (m) ; -ia (f) ; -ium (n)) が、派生した。

ア) この語義は、「法、規則ニ侵入スルトコロノ」・〈法、規則ヲ侵犯スルトコロノ〉という意味で、「不法ナ」、「不正ナ」、「不公正ナ」、というものである。すなわち、

イ) i) 前掲の「形容詞」・‘iūstus’ は、‘iūstus’ (‘法、規則ヲ厳守スルトコロノ’) に、『否定』を表わす ‘in-’ が「前綴」として付せられたものであるが、

ii) ‘iūstus’ に該当する・‘iūrius’ なる語は、存在しなかったのであって、

iii) ‘ius’ の「造出格」(「所有格」・「第二格」)・‘iris’ の「語幹」・‘iuri-’ に、『友好的ニ，ナイシハ，敵対的ニ，ナニラカノ行為，アルイハ，感情ガ，向ケラレル対象，ナイシ，場所，ヲ表示スル』・「前置詞」たる ‘in’ が，「前綴」として付されて，合成されたのが，この ‘iuiūrius’ である。

g) そして，この「形容詞」・‘iuiūrius’ の「中性形」・‘iuiūrium’ の「複数形」・‘iuiūria’ が，(ギリシャ語にあって頻繁に見られるように)，「抽象性」を表わす「名詞」，しかし，ラテン語では「単数・女性名詞」になったのが，‘iūria’ である。

加えれば，ギリシャ語では，例えば「形容詞」・‘φυσικός’ ([[・]プヒュスイコオス]。 (m) ; -κή (f) ; -κόν (n)) の「中性形」の「複数形」で冠詞を伴う ‘τὰ φυσικά’ ([タ・[・]プヒュスイカア]) は，「自然ニツイテノ探究」，「自然科学」を，意味する「名詞」であった。したがって，‘φυσικός’ に由来する・古典ラテン語の「形容詞」・‘phýsicus’ ([[・]プヒュスイクウス]。 (m) ; -ca (f) ; -cum (n)) の「中性形」の「複数形」・‘phýsica’ ([[・]プヒュスイカ]) は，一方で，「複数・中性名詞」として，「自然研究」，「自然科学」を意味する。ところが，他方で，冠詞を伴う・上記・‘φυσική’ ([ヘエー・[・]プヒュスイケー])。アリストテレース『形而上学』・「第五編 (E)」・第一パラグラフ。I. Bekker, 1026 · a, 6, 10~11, 13, 19, 28~29, では，「自然科学」の意味の「名詞」として，用いられている⁹⁾ に相当する ‘phýsica’ も，「単数・女性名詞」でありながら，同一の語義をもっている。

9) これは，もとより，‘φυσικὴ τέχνη’ ([ヘエー・[・]プヒュスイケー・テクッネー]) の省略である。“Aristótelis Metaphysica. Recognovit bréviqve adnotatiōne crīticā īstrūxit W. Jaeger. *Scriptorvm Classicorvm Bibliothēca Oxoniēnsis*. Oxford, Typogrāphevm Clarendoniāvm. 1980. i–xxii; 1–312 p. p. 122. この双書の『アリストテレース・著作集』所収の著作については，その・ほとんどの校訂は，W. D. Ross が担当したが，『形而上学』については，特に，ドイツが生んだ・今世紀最高の古典言語学者・Werner Wilhelm Jaeger に，校訂が委嘱された。

ギリシャ語に由来しない・純粋「古典ラテン語」にあっても、上掲に倣い、「複数・中性名詞」と〈同一語意〉・〈同一語形〉の「単数・女性名詞」が存在し、それの一例が、‘iniūria’である、と言えよう。

h) 以上に見たようにして、‘iuiūstītia’は、「法、規則」を「厳守スルコト」の『否定』、すなわち、〈違法〉を意味するにたいし、‘iuiūria’は、「法、規則」に「侵入スルコト」、これを「侵害スルコト」・すなわち、〈侵犯〉を表示して、この・それぞれの原意に基づいて、ともに、「不法」、「不正」、「不当」の語義を持ったのである。

6) ところがしかし、‘iniūria’には、また、「他人ノ権利ニタイスル侵害」、「他人ニ加エル暴行」の語義もあった。

この語義について、立ち入って、典拠を示し、論述することが、必要である。

a) 長らく、マルクウス・トゥルリュウス・キケロ (Mārcus Tullius Cīcero, 106 B. C.-43 B. C.) の友人、修辞学・文法学者・クヴァントゥス・コルニフィキュウス (Quīntus Cornifīcius) の著作と見做され、十六世紀に、『ヘレンニユウスに捧ぐる修辞学』 (“Rhētōrica ad Herēnnium”) ([ルヘエートリカ・アド・ヘレンニユウム]。ガーギュウス・ヘレンニユウス (Cāius Herēnius) は、80 B. C. に護民官) の表題のもとに、多数の刊本の上梓を見たが、しかし、その後の研究により、おそらくキケロ自身の制作に帰しうるとされるに至った・『[キケロ] 論述の方法について、ガ [一イユウス]・ヘレンニユウスに捧ぐ ([Cīcero] “Ad C[āius] Herēnnium Dē ratiōne dīcendī. [アド・ガ・ヘレンニユウム・デー・ラツィオーオネ・ディーケンディー] (Rhētōrica ad Herēnnium)”) [『第一編』～『第四編』] が、ある。

ア) この『第四編』・三十五・「第二十五章」の最終パラグラフで、「定義 (Dēfīnītio [デーフィーニーツィオ])」の「論述」の「方法」が示されるさいに、例の一つに、‘iniūria’が挙げられて、つぎに見るよう 「定義」されていく。

「定義とは、ある事柄の・独自の特性を、簡潔に、しかし、余すところなく、詳述することである。例えば、つぎのような仕方で。『国家の至高権力とは、市民の集合体の尊厳と栄光との基盤であるものである』。また、同じく。『侵害 (*iniūriae*) とは、あるいは、市民としての自由・人格に暴行を加えることにより、あるいは、侮言を浴びせることにより、あるいは、なにらかの恥辱を加えることによって、ある人間の生命を傷けることである』」¹⁰⁾。

イ) 「生命 (*vīta* [ヴィーイタ])」を「傷ける (*vīolant* [ヴィオラント])」の「傷ける」(現在・不定法形・‘*violāre*’ ([ヴィオラーアレ])) は、「暴力 (*vīs*’ ([ヴィース])) ヲ用イル」ことである。

б) ところで、キケロは、『ティトウス・アンニウス・ミロを弁護する陳述 (“*Prō T[ītō] Ānniō Milōne ūrātio*” ([プロー・テ [イトー]・アンニオー・ミローオネ・オーラーツィオ])・九・「第四章」で、こう述べている。

「けれども、加えられた暴力は、暴力によって振り払いわれなければならぬのでありますから、人間として持っている権利 (*iūs hōminis* [ユウース・ホミニス]) によって、相手を殺害する情況が生ずる場合、こうした情況は、多々生ずるのでありますが、かかる殺害は、疑う余地もなく、ただに、正当である (*iūstum* [ユウーウストゥム]) のみならず、また、不可避 [必然] でもある (*necessārium* [ネケッサーリュウム]) のであります」。¹⁰⁾

ア) 「暴力」を、「暴力」をもって「振り払い」、相手方を「殺害」する」ことが、「正当」・「必然」であるとは、「殺害」の〈根拠〉たる「人間として持っている権利」が、——「戦乱に圧せられるの間、黙して已み、頼りにするな、と命ずる」「成文法」が、——ではなくて、「自然によって定められている法 (*nāta lēx* [ナーアタ・レークス])」が、「まことに賢明にも、しかも、

10) The Loeb Classical Library — Cicero in twenty eight volumes —. I. Cambridge (Mass.), Harvard UP. Lond., William Heinemann, 1981. i-xii ; 1-433 p. p. 316.

いわば不文のうちに、与えている」・「自己防衛の許容」であるによる¹¹⁾。

イ) してみると、「生命を傷ける」と言われる時の「生命」とは、それにたいして、「自然によって定められている法」に基づく「自己防衛の許容」・「人間として持っている権利」が存在するもの、すなわち、上記の「権利」の〈対象〉である。

c) したがって、「侵害」とは、総じて、上記の「権利」の〈対象〉を「傷ける」ことであり、とりもなおさず、「権利」へ「侵入スルコト」・「権利」の「侵害」である。

d) そこで、このところからすれば、前記・‘iniūria’の「語幹」である ‘iūs’ は、この箇所では、「成文」の「法」、「規則」の意ではなく、「自然によって定められている法」に基づく「権利」・「人間として持っている権利」を、表示するものである、としなければならない。

e) したがって、‘iūstus’の語意も、「権利」を「厳守スルトコロノ」（「妨害を加えない」）であり、また、‘iniūstitia’は、「権利」を〈無視スルコト〉（「障礙を加える」こと）としての「不正」、「不法」を表示する。

7) いな、さらに論拠を挙げれば。

a) キケロは、『諸責務について』（“Dē Officiis.” ([デー・オッフィィキイース])。『第一編』～『第四編』）・『第一編』の初めで、「正義」、「不正義」、「侵害」について論述しているが、

ア) 『第一編』・四十一、「第十三章」・第六パラグラフに、こう述べている。
 「ところで、侵害 (iniūria) は、二つのやり方、すなわち、暴力 (vīs)，ないしは、欺瞞 (frāus [フラウス])，によって行われるにしても、欺瞞は、狐のやり方であり、暴力は、獅子のやり方である、と思われる。いずれのやり方も、人間には全く無縁なものであるが、しかし、欺瞞のやり方のほうが、

11) The Loeb Classical Library — Cicero in twenty eight volumes —. XIV.
 1979. 1—5 ; 6—123 p. pp. 14—16.

より深い憎悪に値する。まことに、あらゆる不正義 (*iniūstítia*) のうち、最大の欺きを行う・まさにその時に、自らが相手方に好意を抱いている人物である、と思い込ませるように、欺きを運ぶ輩の不正義にまさる不正義は、なに一つ存在しない」¹²⁾。

イ) ここに「欺瞞」と訳し、また、通常、そのように解されていた・‘fraus’なる語は、「古ラテン語」では、‘frūs’ ([フルウース]) の語形であったが、原義は、「他人ノ権利ヲ傷ケル行為ノ・コトゴトク」というところにあった¹³⁾。

б) してみると、「暴力」と、上記の原義の「欺瞞」との・「二つのやり方」から成る「侵害」・‘iniúria’ という概念は、まさしく、「権利」への「侵入」・「権利」の「侵害」を、意味し、かかる「侵害」が、「不正義」なのである。

8) さらにまた、キケロは、上掲箇所に先行する・同じ『第一編』・二十・「第七章」・第一パラグラフにあって、「人間相互間の社会¹⁴⁾と、いわば、生活の共同体¹⁵⁾とが維持される根拠」の・「二つの側面」として、「正義」 (*iūstítia*

12) The Loeb Classical Library — Cicero in twenty eight volumes —. XXI.
1975. i—xviii ; 1—424 p. pp. 44—46.

13) Georges : Bd. 1. Kol. 2867 ; Buckによれば、‘fraus’は、「侵害」、「傷害」、「犯行」、ついで、「欺き」、「欺瞞」、の意を持った。この語は、窮極には、「サンスクリト語(Skt)」の(ローマ文字・音表)‘druh-’・‘侵害」に、発する。col. 1169.

14) 「(社会)」、(socíetás [ソキエタース])の語は、——略記するにとどめるが——IEの‘sekw-’(「同伴スル」)に由来するラテン語・動詞‘séquī’ ([セクゥイー]、‘隨行スル」、「意見ヲ同ジクスル」)から派生した‘sócius’ ([ソキュウス]、形容詞・‘仲間デアルトコロノ」、名詞・‘仲間」)を「語幹」とするもので、〈複数ノ個人ガ、互イニ「仲間」デアルコト〉を、原意とする。

15) 「共同体」(‘commūnitás’ ([コムムーニタース]))の語の「語幹」である‘commūnis’ ([コムムーニス] (m) (f) ; -ūne (n)) は、IEの・‘mei-’(「交換スル」)を「語幹」とする‘moiñi-’に、「古典ラテン語」の「前綴」・‘con-’(これについては、cf. supra, 本・II—C, 前出・5), e), イ) の‘concordia’についての記述。) が付された合成語であるところから、「共同体」(〈共同社会〉)の原意は、〈複数ノ個人ガ、「交換シ合ウ仲間」デアルコト〉である。

[ユウースティツィア])と、「愛情の深さ (benignitās [ベニーグニタース]), ないしは、親愛の情 (liberálitās [リーベラーリタース])」とを挙げたのちに、「正義」についての・ある〈規定〉を、示している。

「ところで、正義の職分の第一は、総じて人に、相手方から誘発されたのでない限り、相手方を、侵害 (iniúria) をもって傷けることを、させないことであり、ついで第二に、総じて人に、共同の事物は、共同の利益のために、用いさせ、個人の事物は、個人の利益のために、用いさせることである」¹⁶⁾。

ここで、「…相手方を、侵害をもって傷けることを、させない…」という表現は、前述・7), b) に照らして、「侵害」が、「法」・「規則」にたいする、「侵害」ではなくて、「相手方」の「権利」への「侵入」・「権利」の「侵害」であることを、裏書きしている、と見做さしめるものである。

まず、以上に見たところから、「iniústítia」と‘iniúria’との語は、〈他人〉の「権利」の「侵害」、それへの「侵入」を意味するものもある、と断定することができる。

さて、であるとすれば、当然、問わるべきは、「正義」の概念の・立ち入った〈規定〉である。

9) 前見・8) のように、「正義」とは、——「人間相互間の社会と、…生活の共同体とを維持」する「根拠」の・一つの「側面」として、「総じて人が」、〈相互に〉、「権利」への「侵入」・「侵害」を行うことを、〈防止〉すること——である。

10) このことを裏付けるのが、同じ『第一編』・二十三・「第七章」・第五パラグラフでの論述である。

「ところで、正義の基礎 (Fundámentum … iústítiae [ファンダーメントゥ

16) op. cit. p. 22.

ム…ユウースティツィアエ]) は、信義誠実 (fídēs [フィデース]) であり、すなわち、約束 (dícta. [ディクタ]. sg. は, díctum ([ディクトゥム])) と約定 (cónventa [コンウェンタ]. sg. cónventum [コンウェントゥム]) との厳守(cōstántia [コーンスタンツィア]) と遵奉(véritās [ウェーリタース]) とである」¹⁷⁾。

a) この叙述の意味は、——「約束」・「約定」の「厳守」・「遵奉」とは、「約束」・「約定」の締結によって相手方当事者に〈移行〉した（「約束」の〈内容〉・「約定」の〈内容〉たる）「権利」を〈尊重〉することであり、「権利」へ「侵入シナイコト」、「権利」を「侵害シナイコト」であって、

イ) そのことを「基礎」としてのみ、「正義」が成立する——ということではなくてはならない。(*cf. infra*, 15))

11) a) ここで瞠目せしめられるのは、キケロの・この「正義の基礎」という文言と、ホブズの・とりわけ Lev·E·『第一部』・「第十五章」・第一パラグラフ、第二パラグラフにおける・「自然が定めている・第三の法」についての・「正義の源泉と起源」という文言とが、酷似している点である。すなわち、

Lev·E 第一パラグラフ 「…第三の法が、帰結する。第三の法とは、つぎのもの、すなわち、総ジテ人ハ、自ラガ交シタ契約ノ内容ヲ履行セヨ、である。なぜなら。この・第三の法がなくては、契約は、空しいものであり、無内容の語にすぎない。そして、万人の・万事にたいする権利は、存続するのであって、それゆえ、私たち人間は、依然として、戦争の身の上にありつづけるからである。

[第二パラグラフ] さらに、正義の源泉と起源とは (the Fountain and Originall of Justice), 自然が定めている・この法である」^{17.a)}。

Lev·L. 「第十五章」・第一パラグラフ。「…自然が定めている・第三の法、すなわち、協約ノ内容ハ、履行サレナケレバナラナイ、が帰結する。なぜな

17) op. cit. p. 24. 17 · a) Lev·E, pp. 201–202.

ら、この法がなくては、万事にたいする権利は、手放されても無駄であり、万人が万人に敵対する戦争は存続するからである。

[第二パラグラフ] さらに、正義 (iūstītia) の本質 (nātūra [ナートゥーラ]) は、この法である」¹⁸⁾。

b) ところで、上記につづいて、この〈規定〉の〈根拠〉が、述べられる。

Lev·E 「なぜなら。契約が先行していない場合には、なんらの権利も、移譲されていないのであり、すなわち、各人は、各事にたいする権利を持っているのであって、その帰結として、いかなる行為も、不正なもの (Unjust) ではありえない。しかるに、契約が交される場合、その場合には、交された契約を破棄することが、不正ナコト (Unjust) である。すなわち、不正義 (INJUSTICE) の定義とは、契約ノ内容ノ不履行 (*the not Performance of Covenant*) 以外のなにものでもない。そして、不正ではないものが、なにごとであれ、正当ナモノ (Just) であるからである」¹⁹⁾。

Lev·L 「なぜなら。協約が先行しているのでない場合、その場合には、なんらの権利も、移譲されていないのであって、万事は、万人のものである。それゆえ、なにごとも、不正なもの (injūstum [インユウーウストゥム]) ではない。このところから明白になるのは、不正義 (injūstītia) の定義であり、すなわち、不正義トハ、協約ノ内容ノ不履行 (*pactōrum nōn præstātio* [パクトーオルム・ノーン・プラエスター・ツィオ]) デアル、ないしは、同じことであるが、寄セラレタ信頼ヲ裏切ルコト (*Fidei dátæ violātio* [フィディイー・ダタエ・ヴィオラーツィオ]) デアル、がそれである。ところで、不正ではないものが、正当なものであるからである」^{19.a)}。

c) ここに言われる〈根拠〉は、ある〈論理〉に、それを〈明示せぬまま〉、

18) Lev·L, p. 111.

19) Lev·E, p. 202.

19·a) Lev·L, pp. 111–112.

基づいているのである。

ア) すなわち、その〈論理〉とは、——(第一パラグラフの叙述内容からすれば)、「契約が交される場合、その場合には」、「万人の・万事にたいする権利」・「各人の・各事にたいする権利」が、〈第三者〉・「至高権力保持者」に〈集中して移譲〉されるのである。

イ) それゆえ、「交された契約を破棄すること」は、それを「破棄」する。〈契約当事者〉たる「万人」・「各人」が、「万事・各事にたいする権利」を、相互間で「契約を交す」ことにより、〈第三者〉に〈集中して移譲〉させたにも拘らず、なお、上記の「権利」を〈保有しつづけ〉ている、という「背理」である。

ウ) そして、その「背理」は、とりもなおさず、その「万人」・「各人」が、〈第三者〉が当該「権利」を「享受」・「行使」とすることに「妨害」・「障礙」を加えていること、その「権利」への「侵入」・「侵害」であって、それが、「不正ナコト」・「不正義」である——という〈論理〉である。

d) この「権利」への「侵入」・「侵害」・「不正義」を〈防止〉するものが、

ア) キケロにあっては、「正義の基礎」たる「信義誠実」、すなわち、「約束と約定との厳守と遵奉」であり、また、「正義」そのものであり、

イ) ホブズにあっては、上記の「厳守と遵奉」換言すれば「契約の内容」の「履行」を、〈命令〉し・それゆえ「正義の根源と起源と」である「第三の法」なのである。

エ) ア) してみると、キケロが、「正義の基礎」として「信義誠実」・「約束と約定との厳守と遵奉」とを置いたことは、キケロが、前述・c) の〈語られざる論理〉を、ホブズと〈共有〉していることを、物語るものであり、

イ) 両者の〈相違〉は、ホブズが、キケロにおいて「正義の基礎」とされたものを、「第三の法」なる〈命令〉に置換したところにある、と言うことができる。

(f) なお、上掲の・最後の立論——「不正ではないものが、…正当ナモ

ノである…」——については, *cf. infra*, 本・II-C), 16), および, 次・II-D, 3), d))。

12) さて, では, キケロは, いかなる〈論拠〉に基づいて, 「信義誠実」・「約束と約定との厳守と遵奉」とを, 「正義の基礎」としたのであろうか。

キケロは, 前見のように, 「約束」・「約定」の「厳守」・「遵奉」を, 「信義誠実」とし, これを「正義の基礎」と〈規定〉するに至った経緯について, つづいて, こう語っている。

「かく言うのは, おそらく, ある人にとっては耳障りである, と思われるにも拘らず, なお, 私が, 敢えて, ストア派の人々を模倣し, その論に信をおく理由は, ストア派の人々は, 語の・よってきたる所以を, 懸命に探究し, 約束された事柄 (quod díctum est [クウオド・アイクトゥム・エスト]) が履行される (fíat [フィーイアト]) ことを, 信義誠実 (fídēs [フィデース]) と呼んでいる, というところにある」²⁰⁾。

20) Cícero, op. cit.; loc. cit. ここで, 「語の・よってきたる所以を, 懸命に探究し」, とあるのは, 下記の消息を指すもの, と考えられる。本・II—C, 前見・10) のとおり, キケロは, 「正義の基礎は, 信義誠実であり, すなわち, 約束と約定との厳守と遵奉とである」, としていた。この見解は, 後出・14), 15) に見るように, 「古ストア派」の所論に, 由来するものである。しかし, さらに溯れば, キケロが傾倒したプラトンも, 『国政』・『第一編 (A)』以下, 「正義」とは, なにであるか, を探究しつづけ, 「第四編 (Δ)」において, 一つの結論に達したのち, 「正しい人間」・「正義を守る人間」は, いかなる行為を〈することがないか〉を, 多々論ずる時, ソークラテスに, 「正しい人間は, もとより, 宣誓 (*ὅρκοι* [ホルコイ] sg. *ὅρκος* [ホルコス]) の面, ないしは, その他, 契約 (*όμολογίαι* [ホモロギィアイ] sg. *όμολογία* [ホモロギィア]) の面で, 不誠実な (*ἀπιστος* [アピストス]) 人間ではありえませんな」, と言わしめている。(G. Stallbaum, II. 443 · a, 6–7. Plátōnis Ópera. Recōgnōvit bréviqve adnotatiōne críticā instrūxit Iōannēs Burnet. Tomvs IV. Oxōnii. 1978. Typogrāphevm Clarendoniānvum)。後出・14), 15) に見るとおり, 「名詞」の「不誠実」は, ‘*ἀπιστία*’ ([アピスティア]) であり, キケロの言う「信義誠実」 (fídēs [フィデース]) に相当するギリシャ語は, ‘*πίστις*’ ([ピスティス]) であって,

13) 前見のとおり、ホブズの・「第三の法」にかんする立論との関連できわめて重要な見解を、キケロに「模倣」せしめ「信をおか」しめた「ストア ($\Sigma\tauο\alpha$) 派の人々」(Stōicī, [ストイキー], $\Sigma\tauωικοī$ [ストオーアイコイ]))とは、この派の誰を指すのであろうか。

a) この『諸責務について』の中に論及されているのは、キュプロス島 (Kύπρος) キティオン (Kίτιον) の出身で、学派の祖となったゼーノーン (Zήνων, 340/335 B.C. – 265/263 B.C.) 当時のアトヘエーエナイ ('Αθῆναι) には、ソークラテースの ($\Sigma\omegaκράτης$, ? 470 B.C. – 399 B.C.) の同時代人で・高名な画家・建築家・エーゲ海のトハソス島 (Θάσος) 出身のポリュグノオートス (Πολύγνωτος) の壁画が描かれた。 $\dot{\eta}\sigma\tauο\alpha\dot{\eta}\piοικίλη$ ([ヘエー・ストア・ヘエー・ポイキィレー]) / $\dot{\eta}\piοικίλη\sigma\tauο\alpha$ / $\dot{\eta}\Piοικίλη$ / $\Piοικίλη$. 「彩色ノ $\sigma\tauο\alpha$ 」[「柱廊」, 「広場」, 「倉庫」, 「広間」]と称された公共建造物が

「形容詞」・「信義ヲ守リ・誠実ナ」は、「 $\pi\iota\sigma\tauός$ 」([ピストス]. (m); ‘-τή’ [-ティー]. (f); ‘-τόν’ [-トン]. (n)) である。ところで、プラトーンは、言語の起源と、個々の語の起源（語源）とを追究する著作『クラテュロス』 (“Κρατύλος.” クラテュロスは、ソークラテースの同時代人。心理学、言語哲学を説いた) にあって、ソークラテースに、つぎのように述べさせている。「また、『信義誠実』という語は ($\tau\circ\pi\iota\sigma\tauόν$ [ト・ピストン]), 申すまでもなく、ゆるぎないこと ($\iota\sigma\tauāν$ [ヒスタン]。これは、「動詞」・‘ $\iota\sigma\tauāν\iota$ ’ [ヒスタナイ] (ここでは、「能動相・自動詞」) の「現在分詞」・「中性形」。正則アクセントは、 $\iota\sigma\tauāν$ ([ヒスタン]) を、表示しているわけです」。(G. Stallbaum. I. 437 · b, 2. Plātōnis Ópera. Oxoniī, 1979. p. 248.) 後出 · 14), c) に見るよう、「古ストア派」が、「信義を守ること／信義誠実」 ($\pi\iota\sigma\tauις$ [ピスティス]) は、「ひとたび承諾された事柄を、ゆるぎなきものたらしめる ($\beta\epsilon\beta\alpha\iota\omega\sigma\alpha$ [ベバイウーサ])」, と述べる時、念頭にあったのは、上掲の・プラトーンの解釈である、と思われる。この間の経緯を、キケロは、「古ストア派」は、「語の・よってきたる所以を、懸命に探究し」, と述べたものであろう。(‘ $\beta\epsilon\beta\alpha\iota\omega\sigma\alpha$ ’は、「動詞」・‘ $\beta\epsilon\beta\alpha\iota\omega\eta$ ’ ([ベバイウーン]) の「現在分詞」・「女性形」であるが、この「動詞」の「能動相」の語意は、‘ $\iota\sigma\tauāν\iota$ ’ の「能動相・自動詞」の語意と、〈他動詞〉・〈自動詞〉の相違はあれ、同一である)。(上記 · 傍点は、いずれも、引用者による)。

あり、ここで、ゼーノオーンは、教説を講じたところから、「ストア派」の名が生じた)、および、その・第一の高弟である・クヒイオス島 (*Xίος*) 出身のアリストオーン ('Αριστων, 前・3世紀)、また、当時ギリシャの植民地であったスィケリイア (*Σικελία*. シシリア) 出身のクフリュスイップポス (*Xρύσιππος*, c. 281 B. C.-205 B. C.), ——いわゆる「古ストア派」と称せられる人々。しかし、小アジアのアッソス ('Ασσος) 出身のクレアントヘエース (*Κλεάνθης*. c. 264 B. C.-c. 232 B. C.) の名は、キケロによっては挙げられていない——、および、「中期ストア」を代表する・ルホドス島 (*Ρόδος*) 出身のパナイティオス (*Παναίτιος*, c. 185 B. C.-c. 110 B. C.) と、その弟子でありキケロの師であったポセイドオーニオス (*Ποσειδώνιος*, 135 B. C.-51 B. C.), ——以上、五人である。

b) ところで、キケロは、この著作の初めで、つぎのように述べている。
 ——人間の・それぞれの立場、職能、職責に応じた「責務 (offīcium [オッフィウム])」についての「教説は、ストア派、アカデーメイア [プラトーン] 派、逍遙 [アリストテレス] 派の本領であるが、にも拘らず、アリストオーン、ピュルルホオーン (*Πύρρων*, ? 365 B. C.-? 275 B. C., プラトーン派)、エーリルロス (*Ηριλλος*, c. 260 B. C. カルクヘードオーン (*Καρχηδών*. カルタゴ) 出身のストア派) の見解は、長らく斥けられてきている。しかしながら、この人々が、責務とはなにかを見出すに至る・諸根拠の選択の道を私たちのために残しておいてくれたとするならば、この人々に、責務について詳論する権利を、与えなければならない。それゆえ、帰結するのは、目下の情況にあり、現下の究明にあたって、なによりもまず (potissimum [ポティッシュスイムゥム]) ストア派の人々をとり、私が、その翻訳者としてではなく、私が常にそうしているように、この人々を源泉として、そこから、私の判断と意向とによって、いずれの観点からであれ、私が賛同しうる限りの見解を、汲み上げなければならぬ、ということである²¹⁾。

21) 『第一編』・6、「第二章」・第三パラグラフ。op. cit. p. 8.

c) 他方、次・パラグラフで、こう語られている。

「それゆえ、以下の論議は、あげて、責務にかかわるものなのであるから、私は、前以って、責務とは、なにであるか、を定義しておきたい。この定義が、パナイティオスによって看過されていることに、私は驚いている」²²⁾。

d) さらにまた、『第三編』・7・「第二章」・第三パラグラフで、「責務」にかかわる・三種の・「秤量」・「考量」すべき問題——一つには、「行為」の対象が、「尊敬に値するもの」(hōnestum [ホネストゥム])であるか、それとも、「軽蔑に値するもの」(tūrpe [トゥルペ])であるか、二つには、「有用なもの」(útile [ウーティレ])であるか、それとも、「無益なもの」(inútile [インウーティレ])であるか、そして、三つには、同一の「行為」が、尊敬に値するもの、という様相を帶びて」いながら、また同時に、「有用なもの、と思われ」て、「相剋」が生ずる場合に、「いかにして、真相が識別せられべきであるか」——をめぐり、キケロは、パナイティオスにたいしても、自らの師であったポセイドオーニオスにたいしても、とくに、上記・第三の問題点を扱うべき態度について、不信の念を表明している²²⁾。

e) 以上からすれば、キケロが、前述のように高く評価したのは、「古ストア派」、とくに、アリストオーンとクフリュースイップポスとである、としなければならず、事実、この二人については、貶損の言は見られない。

14) a) さて、アリストオーンは、——プルウタルクホス(*Πλούταρχος*, ?46—?120)の『徳について』("Περὶ τῆς ἀρετῆς." ([ペリ・テーエス・アレテーエス]。通称・ラテン語呼称・著作名・"Mōrália." ([モーラーリア])『徳論』中の一編)の伝えるところによれば、——つぎのように、「正義」を〈規定〉している。

「…。もとより、行われるべき事柄 (*ποιητέα* [ポイエーテエア]) と、行われるべきからざる事柄とに、想いを凝らす徳 (*ἡ ἀρετή* [ヘエー・アレティー])

22) op. cit. pp. 276—278.

が、叡知 (*φρόνησις* [プロノニスイ]) と呼ばれたのであり、これにたいし、欲望 (*ἐπιθυμία* [エピテュミイア]) を秩序立てて位置づける徳、同時に、悦楽 (*ἡδονά* [ヘードナイ]) について、過・不足のなき (*τὸ μέτρον* [トメトウロン]) と適正 (*τὸ εὐκαιρον* [ト・エウカイロン]) とを、判別する徳が、節度 (*σωφροσύνη* [ソープラロシュネー]) と呼ばれ、さらに、商取引 (*κοινωνήματα* [コイノオーネエーマタ]. sg. *κοινώνημα* [コイノオーネーマ]) および約定 (*συμβολαία* [シュムボライア]. sg. *συμβόλαιον* [シュムボライオン]) によって、相手方と (*πρὸς ετέρους* [プロス・ヘテルウス]) 交易する (*όμιλονσα* [ホミルウサ]. *όμιλεν* ([ホミーレエーエイン]) の現在分詞) 徳が、正義 (*δικαιοσύνη* [ディカイオシュネー]) と呼ばれた」²³⁾。

b) i) しかしながら、「徳」 (*ἀρετή* [アレテエー]) なるギリシャ語は、‘*ἀρσην'* ([アルセエーン]). アッティケー地域語では ‘*ἄρρην'* ([アルレエーン])。「雄」、「男性」) に由来し、「古典ラテン語」における「徳」 (*virtus* [ヴィルトウス]) が、‘vir’ ([ウィル]. 「成人男子」と「デアルコト」を表わす「後綴’・‘-tus’ とから成って、「成人男子ガソナエテイル・逞シイ力」を原義としたのと全くひとしく、なによりも「力」を意味する。

ii) それゆえ、上記の・「徳」としての「正義」とは、〈根本にあっては〉、「商取引」・「約定」によって「相手方」と「交易」することを〈可能ならしめる〉「力」である。

23) “Stoicōrvm Vēterum Frāgmenta, Collēgit Iōannēs ab Arnim. Volūmen I–IV. [Volūmen I. Zēno et Zēnōnis discipvlī. Ēdītio stereotypa ēditiōnis prīmae. (1903). i–xlviii ; 1–142 p. Stuttgart, 1978 ; Volūmen II. Chrȳsippī frāgmenta Lógica et Phýsica. (1903), i–vi ; 1–348 p. 1979 ; Volūmen III. Chrȳgippī frāgmenta Mōrālia. Frāgmenta svccessōrvm Chrȳsippī. (1903), i–iv ; 1–269 p. 1979 ; Volūmen IV. Qvō ūndicēs contínentvr. Cōnscripsit Maximiliānvs Adler. (1924), i–vii ; 1–221 col. 1978.) Vol. I. Pars II. Zēnōnis discipvlī. Arīsto Chīus. Plácita. p. 86. 375, 14–15 ; [375= Plutárchus dē virtūte morālī. 2. p. 440 f.]. (なお、この新版は、Johann von Arnim が、先考・Hans von Arnim の業績を、改めて刊行したものである)。

- iii) そこで、さらに追究すべきは、かかる「力」とは、なにか、である。
- c) クフリュスイップポスは、ストオーバイオス ($\Sigma\tauωβαῖος$) の『詞選』("Εκλογή" [エクロゲー]) が伝える『断簡』の中で、「知者」 ($\dot{o} \sigmaοφός$ [ホオ・ソフホオス]) たるものとの資質を論ずる時、つぎのように語っている。

「知者は、いかなる場合にも断じて、虚偽 ($\psiενδος$ [プセーエウドス]) を容認することがない、と言われる。…また、知者は、決して、虚偽を見逃すこともない、なぜなら、見逃すことは、行為の虚偽を、まぎれもなく容認することであるから、と言われる。その帰結として、知者は、行為にあって、信義を裏切る ($\dot{a}πιστεῖν$ [アピステーエイン]) ことがない、なぜなら、信義を裏切ること ($\dot{a}πιστία$ [アピスティア]) は、虚偽を容認することであるからである、と言われ、他方、[行為にあって] 信義を守ること／信義誠実 ($\piστις$ [ピスティス]) は、高邁な事柄である、なぜなら、信義誠実は、強力な ($iσχυρά$ [イスクフューラ]) 拘束力 ($\kappaατάληψις$ [カタレープスィス]) であり、ひとたび承諾された事柄 ($Tò \dot{v}πολαμβανόμενον$ [ヒュポラムバノメノン]) を、ゆるぎなきものたらしめる ($\betaεβαιοῦσα$ [ベバイウーサ]) のであるから、と言われる。同じようにして、認識 ($\dot{\eta} \dot{e}πιστήμη$ [ヘエ・エピステエーメエ]) は、根拠 ($\lambdaόγος$ [ロゴス]) の力によって、不動なもの ($\dot{a}μετάπτωτος$ [アメタブトオートス]) となる、と言われる。それゆえ、知において貧しい者 ($\dot{o} \varphiαῦλος$ [ホオ・プファーウロス]) は、なに一つ認識する ($\epsilonπιστασθαί$ [エピスタストハアイ]) こともなく、なに一つ信義を守る ($\piστεῖνειν$ [ピステウエイン]) こともない、と言われるのである」²⁴⁾。

- 15) a) してみれば、「商取引」・「約定」によって「相手方」と「交易」することを〈可能ならしめる〉「力」、すなわち「正義」という「徳」を〈支え

24) op. cit. Volūmen III. Chrÿsippī frāgmenta Mōrālia. — Éthica IX. Dē sápiente et īnsápiente. — §. 1. Sápiēns neque fāllitur neque fāllit. — p. 147. 548, 8 – 13. [548 = Stobaeus : écl[oga]. II. 111, 18 w.]

るもの〉は、「商取引」、「約定」、「約定」の〈内容〉、すなわち、「承諾した事柄」を、「ゆるぎなきものたらしめる」・「強力な拘束力」としての「信義を守ること」であり、

b) すなわち、「正義」の「基礎」は、この「信義を守ること」・「信義誠実」であって、とりもなおさず、「商取引」、「約定」、「約束」の「厳守」・「遵奉」である。

c) このところから、キケロは、「信義誠実」('fídēs'. ギリシャ語の 'πίστις' に相当する語)，すなわち、「約束と約定との厳守と遵奉」とを、「正義の基礎」としたもの、と考えられるのである。

16) 加えれば。a) 既に見たとおり、(本・II——C, 前出・11), b), e)), ホブズは、前掲・Lev・E, Lev・L・「第十五章」・第二パラグラフの終りで、「不正ではないものが、…正当なものである」としていた。

b) アウルゥス・ゲルリュウス (Aúlus Géllius, 後・2世紀) は、その著名の論作『アトヘエーナイにて燈下の述作』("Nóctēs Átticae." ([ノクテース・アッティカエ])) の『第七編』・1. で、クフリュスイップポスが、『神慮について』 ("Περὶ Προνοϊᾶς." ([ペリ・プロノイアース])) の「第四編」にあって語っている事柄として、ホブズと同論旨の・つぎの文言を挙げている。

「… 「…侵害 (iniūriae) が存在しないとするならば、いかにして、正義 (iūstítia) が意味を持ちうるであろうか。換言すれば、正義とは、不正義 (iniūstítia) を免れています (prīvátio [プリーウァーツィオ]) 以外のなにものであろうか」。…」²⁵⁾。

c) しかしながら、前述・15)のとおり、アリストオーン、クフリュスイッ

25) op. cit. Volúmen II. Chrýsippí frágmenta Lógica et Phýsica. — Dē Prōvidéntiā et Nātūrā Artificē. §. 6. Cūr māla sint, cum sit prōvidentia. — p. 335. 1169. 38—40. [1169 = Géllius : N[óctēs]. Á[tticae]. VII. 1.]

プロスから、「正義」が、「取引」、「約束」、「約定」を「厳守」・「遵奉」せしめる「徳」であり、そして、「信義誠実」が「正義の基礎」であることが帰結する以上、クフリュスイップポスは、上掲とは逆に、この「正義」の「欠如」(privatio)が、「不正義」・「侵害」である、と言わなくてはならなかつたはずである。

d) したがつて、もし、「正義とは、不正義[・侵害]を免かれていること」にはかならぬ、とするのであれば、その意味は、本・II—C、前出・9) の・キケロの言のように、——「正義」とは、「総じて人が」、〈相互に〉、「権利への侵入」(・「不正義」・「侵害」)を行うことを、〈妨止〉することである、——という意味でなければならない。

e) そこで、ホブズが、一方では、「自然が定めている・第三の法」を、「正義の源泉と起源と」である、としながら、他方で、「不正ではないものが、…正当なものである」としていることについて言えば、

ア) 「第三の法」が、「正義の源泉と起源と」であるとは、——「第三の法」が、「契約」の「破棄」・「契約内容」の「不履行」による・〈他人〉ノ「権利」への「侵入」を〈防止〉するものであること——を、言うものであるから、

イ) 「正義」とは、〈他人〉の「権利」への「侵入」を「免れていること」であり、すなわち、「契約」の「遵守」・「契約内容」の「履行」、ないしは、クフリュスイップポスの言う「信義を守ること」、キケロの言う「信義誠実」であつて、

ウ) したがつて、「不正ではないものが、…正当なものである」とは、ただ、前掲・d) の・キケロの言の意味においてのみであり、

エ) ゲルリュウスの伝える・クフリュスイップポスの言とは異なる、としなければならない。

(クフリュスイップポスの『神慮について』の稿本・写本、後年刊本は、一切、存在せず、この著作の・僅かな断片を伝えるものは、ゲルリュウスの上掲・著述中の、しかも、ラテン語訳のみであるから、論述の真偽を確認す

ることは、不可能である)。

17) 付言すれば。キケロにあっては、「不正義」は、「侵害」と〈不可分離〉ではあるが、しかし、〈同一〉の概念では、ない。

a) すなわち、前掲・『諸責務について』・『第一編』・二十三・「第七章」・第四パラグラフにつづく第五パラグラフに、こう規定されている。

「さて、これにたいし、不正義 (iniūstítia [インユウースティツィア]) には、二種類がある。一つは、侵害 (iniúria [インユウーリア]) を加える (infert [イーンフェルト]) 者たちの不正義であり、いま一つは、侵害を加えられる方の者たちから、侵害を排除する能力がありながらも、排除することをしない者たちの不正義である」²⁶⁾。

b) すなわち、「不正義」の、ア) 〈第一〉の「種類」は、〈他人〉に「侵害を加える」「作為」であり、

イ) 〈第二〉の「種類」は、「侵害を加えられる」〈他人〉を、「侵害」から〈防衛しない〉「不作為」である。

c) では、〈なにゆえに〉、後者の「不作為」もまた、「不正義」とせられるのであるか。

その〈根拠〉が、つぎのように述べられる。

「なぜなら、憤怒、ないしは、なにらかの・感情の惑乱により、激昂して、ある人にたいし、不正に暴力をふるう者は、いわば、仲間 (sócius²⁷⁾ [ソキュウス]) に暴行を加えているもの、と考えられるのであり、しかるに、この侵害を防止し侵害に抵抗する能力をそなえていながらも、防止し抵抗することをしない者は、生みの親、ないしは、親友、あるいは、祖国を、見殺しにする場合とひとしく、悪の名に値するからである」²⁸⁾。

26) Cícero : op. cit., p. 24

27) cf. supra, 脚注・14)

28) Cícero : loc. cit.

d) すなわち、この〈根拠〉からすれば、〈第一〉の「種類」の「不正義」——〈他人〉に「侵害」を加える「作為」——とは、自らと「生みの親」、「親友」、「祖国」との「生活の共同体」を〈破壊〉する「作為」とひとしく、「人間相互間の社会」を構成する・自らの「仲間」の「権利への侵害」の「作為」であり、

e) したがって、〈第二〉の「種類」の「不正義」——「侵害を加えられる」〈他人〉を、「侵害」から〈防衛しない〉「不作為」——は、上記の「人間相互間の社会」を構成する・〈不作為者〉にとっての「仲間」の「権利への侵害」を〈放置〉・〈容認〉し、したがって、その「権利への侵害」に〈加担〉する「作為」なのである。

f) こうして、「侵害」の概念が「不正義」の概念に展開する時、新たに加わってくるのは、——〈個人〉の「権利への侵入」としての「侵害」は、本II——C、前出・8)に見た・「人間相互間の社会 [「仲間」デアルコト]」と「生活の共同体」との〈破壊〉としての「不正義」である、という観点である。

(キケロにおける・「人間相互間の社会」の〈維持〉の思想については、稿を改めて述べる)。

18) 最後に。さらに問われるべきは、上記の「侵害」が「加えられる」〈動因〉は、なにか、である。

キケロは、前見につづいて、言う。

「さらにまた、他人を傷けるために、意図をもって、加えられる。上記の侵害は、しばしば (sáepa [サエペ])、恐怖 (métus [メトゥス]) から、発する。なぜなら、他人を傷けんと思い立つ者は、相手を傷けなければ、自分が、なにらかの損害を (incómmodum [インコムモドゥム]) 蒙るのではないか、と恐れているからである。とはいって、人々が侵害を行うことを企てるに至るのは、大部分の場合 (máximam pártem [マークスィマム・パルテム])、自分たちが欲望してきている (concupíverunt [コンクウピーウェルント]) 事柄が獲得される、という目的のゆえに、である。この悪の姿をとつ

て、貪欲 (avārītia [アワーリィツィア]) というものが、この上なく多くの人々の目に明白となる」²⁹⁾。

a) しかしながら、既に知ったとおり、「恐怖」なる「情念」——〈自分にとっての・わるいもの〉・「損害」〈からの・心の後退運動〉——と、「欲望」（「欲求」という「情念」——〈自分にとっての・よいもの〉〈へ向かっての・心の前進運動〉）——とは、〈同一〉のものであり、したがって、「情念」を「原動力」とする・「損害」〈からの・身体の後退運動〉と、後者の「情念」を「原動力」とする・「欲望」の〈対象〉〈へ向かっての・身体の前進運動〉とも、また、〈同一〉のものであって、それが、上記の場合、「侵害」である。

b) したがって、「侵害」が「加えられる」〈動因〉は、上記の「恐怖」である、と言っても、「貪欲」である、と言っても、〈同一〉である。

c) それゆえ、この・二つの〈動因〉について、「しばしば」と、「大部分の場合」と、と相違をおくことは、当を得ていない。

キケロがここで言う「恐怖」の「情念」は、「貪欲」の「情念」の〈裏面〉にすぎないのであり、後者の「情念」が、「侵害」が「加えられる」〈動因〉である、と言われるべきであった。

II—D

1) さて、Lev·E, Lev·Lへ戻れば。

EoL, DC·L・「第十四章」にあって、論述が、「不正義」と「侵害」とに〈展開〉していく（前掲（本·II—C, 4））のは、次・「第十五章」に提示されるべき・「正義」の「根源」・「起源」としての「自然が定めている・第三の法」が、強く意識され始め、それとの連関を予告する意図が抱かれたことを、物語っている。

29) Cicero : loc. cit.

- a) なぜなら。「協約」・「契約」とは、既に知ったとおり、「契約当事者」の「一方」が、「協約」・「契約」の「内容」を、「相手方当事者」に「先んじて」「履行」し「権利」を「移譲」しながら、「相手方当事者」にたいしては、「協約」・「契約」の「内容」の「履行」、すなわち「権利」の「移譲」を、〈時間上〉〈猶予〉する「約定」なのであったから、
- b) 後者の「当事者」にあっては、その「協約」・「契約」の「語」は、「将来における実行を表わす」ものにすぎず、
- c) したがって、「協約」・「契約」は、〈不可避に〉、「協約」・「契約」の「内容」が後者の「当事者」によって「履行」^{されない}〈可能性〉に伴われているのである。
- d) それゆえ、「権利」の「手渡シ」の一つの様態たる「移譲」が「協約」・「契約」によって行われる場合には、既に見たとおり、Lev·E 「人ハスベテ、自分が交シタ契約内容ヲ、履行セヨ」(Lev·L 「協約内容ハ、履行サレナケレバナラナイ」という・「推理する能力たる理性」の〈命令〉(ないし、かかる「理性によって見出された・自然が定めている指図・指示))が、〈不可欠〉となり、
- e) すなわち、この〈命令〉・「指図」・「指示」に〈違反〉することを、「不正義」・「侵害」と〈規定〉することが、〈双方〉の「契約当事者」に、「協約」・「契約」の「内容」を「履行」せしめる、ということがなければならないからである。
- 2) つぎに、本稿・前・II——C、4) の・Lev·L の論述について言えば。
- a) 「権利」を「放棄」、「移譲」した当人は、
- ア) 「その権利を入手した者」が、「権利から生ずる利益」を「享受」することにたいして「障礙」を——Lev·E が「加えないように」、「拘束」・「束縛」される、としていたのにたいし、——「加えてはならない」と、〈禁止〉の表現がとられている。
- イ) この〈禁止〉の表現も、「自然が定めている・第三の法」が、前掲のと

おり、〈命令〉であることに、いっそう平仄を合わせる意図に發するものであろう。

b) ア) ところで、上記の内容をもつ〈禁止〉の〈根拠〉は、——この〈禁止〉に違反して「障礙を加える」ことは、「自分自身がとった行動」を「無効」ならしめずにはいない——というところにある。

イ) i) 「自分自身がとった行動」を、〈自分自身〉が「無効」ならしめるることは、それ自体としても、《矛盾》・《背理》であり、

ii) また、「無効」ならしめること、「障碍を加える」ことは、当該「権利」が既に「引き渡されて」〈もはや、保有されていない〉にも拘らず、当該「権利」が〈いまだ保有されている〉ことによって「行われる」、という意味においても、《矛盾》・《背理》である。

c) この《矛盾》・《背理》が、本稿・前・II——C, 4), b), c) に述べたように、「不正義」であり「侵害」である。

d) したがって、前述の〈禁止〉の〈根拠〉は、この《矛盾》・《背理》，すなわち、「不正義」・「侵害」を、犯してはならない、という・これまた〈禁止〉であることになる。

3) 上記の《矛盾》・《背理》が、「不正義」であり「侵害」であるゆえに、はたして、つぎのように言われる所以である。

Lev·E 「それゆえ、世上の紛争にあっての侵害ないし不正義は、スクホラ学者たちの論争のあいに背理(Absurdity)¹⁾と呼ばれているものに、可成り似

1) ‘absurdity’なる語は、以下に示した·Lev·Lの叙述中に現われる‘absúrditās’ ([アプスウルディタース])に、由来する。この語は、「形容詞’·‘absúrdus’ ([アプスウルドゥス]. (m) ; ‘-da’. (f) ; ‘-dum’. (n)) に源をもち、そして、この「形容詞」は、「前置詞’·‘ab’ ([アブ]. ‘a’, ‘abs’) の・「部分性」を表わす用法と、‘súrdus’ ([スウルドゥス]. (m) ; ‘-da’. (f) ; ‘-dum’. (n)。「聴覚能力ヲ欠イテイルトコロノ」) とから、合成されて、「耳障リナ」、「感情ヲ逆撫デニスルトコロノ」、「無意味ナ」、「理ニ合ワナイトコロノ」等、を意味した。したがって、‘absúrditas’は、「古典ラテン語」では、「不快

ている。なぜなら、スクホラ学者たちの論争にあたって背理と呼ばれているのは、人が初めに主張した事柄とは反対の事柄を述べる (*contradict.*²⁾ [初めに主張した事柄に、矛盾する]) ことであるのとひとしく、世上では、当人が初めから意志に基づいて (*voluntarily*) 行ってしまった (*hath … done*) 事柄を、意志に基づいて取り消す (*undo*) ことが、不正義および侵害と呼ばれているからである³⁾。

Lev·L 「まことに、人々の間の紛争のさいの不正義は、スクホラ学派にあって人が背理 (*absúrditās* [アプスウルディタース]) と呼んでいるものに、似ている。なぜなら、初めに承認された (*suppósita* [スッポポスィタ]) 事柄にたいして、それとは反対の事柄を述べる (*contrādícere* [コントラーディーケル]) ことが、背理ヲ犯スコト (*absúrdum* [アプスウルドゥム]) であるのとひとしく、君が、それを行うこと (*fáciendum* [ファキエンドゥム]) を、意志に基づいて (*voluntáriē* [ウォルウンターリエー]) 承諾した (*suscéperis* [スウスケーペリス])・その事柄を、無効なもの (*írritum* [イットルリトゥム]) にすることが、不正義ナコト (*injústum* [インユウーウストゥム]), と名づけられるからである⁴⁾。

ナ音]、「不協和音」、および、「不合理」の語意であった。上掲の「形容詞」が、‘*absúrdis*’ ([アプスウルディス]) の語形で、「背理」の意をもって「中世ラテン語」に現われるのは、c. 1192 年・文書である。(Latham, p. 3)。

2) ‘*contradict*’なる語は、以下に示した・Lev·L の叙述中に現われる ‘*contrādícere*’ に、由来する。この語は、‘*cóntrā*’ ([コントラー]。「副詞」、「前置詞」。「～ニ反対シテ」と、‘*dícere*’ ([ディーケレ]。「音聲・語ニヨッテ、發スル」、「發音スル」、「言ウ」、「語ル」。< (IE) *diçáti*, ギリシャ語・‘*δεικνύω*’ ([ディクニュナイ]。「示ス」)) とから、合成されて、語意は、「古典ラテン語」にあっては、「アル人ニ反論スル」であった。「中世ラテン語」で、‘*contrādíctio*’ [コントラーディクツィオ]) の「名詞」が、「自己矛盾」(c. 1314 年・文書)、「撞着」(c. 1332 年・文書)、の意に用いられた。(Latham, p. 112)。

3) Lev·E, p. 191.

4) Lev·L, p. 104.

b) 学問上の論争にあって、「背理」・「矛盾」を〈犯してはならない〉、という〈禁止〉にしたがって、これを〈犯さない〉ことが、「合理」であるよう、 「権利」の「放棄」、「移譲」にさいし、これと同一の〈禁止〉に服して、「背理」・「矛盾」を〈犯さない〉ことが、「正義」である。

c) この関係は、「古ストア」のアリストオーン、クフリュスイップポス、および、キケロに即して言えば、——「商取引」、「約定」による「交易」は、「信義を守る」〈力〉によって初めて、〈可能〉であるのであるから、「信義を裏切ること」(*ἀπιστία* [アピスティア])すなわち「背信」を、〈犯さない〉こと・「信義誠実」が、「正義」という「徳」の「基礎」であり、「知者」が「高潔な事柄と認める」ものである——ということと、ひとしい。

d) 前記・II——C, 16) の・「不正ではないものが、…正当なものである」の意は、換言すれば、上記・b), c) である。

4) さて、Lev·E, Lev·Lは、「第十四章」・第七パラグラフでの・上記につづく叙述にあって、EoL, DC·Lとひとしく、あの・「権利」の「放棄」および「移譲」の「仕方」を、「意志」の「表明」の理論によって、提示する。

この叙述で、EoL, DC·Lに比し、新たに加えられている所論は、〈二つ〉であり、その第一は、下記のものである。

a) ア) Lev·E 「これらの表示媒体は、語 (Words) だけであるか、行為 (Actions) だけであるかであり、ないしは、(きわめて頻繁に行われているとおり) 語と行為との双方 (both) であるか、である」⁵⁾。

Lev·L 「ところで、その表示媒体は、語 (*vérba* [ウェルバ]) であるか、所為 (*fácta* [ファクタ]) であるかであり、ないしは、ほとんどの場合に行われているとおり、その双方 (*útraque* [ウトゥラクゥエ]) であるか、である」⁶⁾。

b) ここで「語」と言われているのは、〈音聲言語〉であるが、「意志」を

5) Lev·E, pp. 191–192.

6) Lev·L, loc. cit.

「表明」するさいの「表示媒体」には、既述のように、〈音聲言語〉以外に、〈文字言語〉、〈表情〉、〈身振り〉、〈眼語〉、および、多くの様態の「行為」（「行動」）がある。

c) そして、〈表情〉等々もまた、「身体器官」の「運動」として、「行為」に含まれ、〈文字言語〉は、かかる「運動」の「所産」として、「行為」と見なされうる。

d) 同じ理由によって、〈音聲言語〉もまた、「行為」に属する。

e) それゆえ、「意志」の「表示媒体」を、「語」か「行為」か、あるいは、その「双方」であるか、と〈類別〉することは、《無意味》である。

f) 「表示媒体」の〈類別〉は、EoL, DC・Lについて見たのとひとしく、Lev・E, Lev・Lにあってもまた、後出の論述によって知られるとおり、ア)「表示媒体」が、「行為」の「時」——「過去」、「現存」、「将来」——の〈相違〉を表示することにより、

イ) 「意志」と「行為」とが〈乖離〉するか、否か、に照らして、——行
れるべきであった。

g) ア) さらにまた、これものちに見るように、Lev・Eは、「約定」の「表示媒体」として、〈二つのもの〉、すなわち、「移譲」の「意志」が「表出サレテイル (*Expresse*) 表示媒体」たる「語」と、その「意志」が「推理サレルコトニヨル」(*by Inference*)「表示媒体」であるもの（「語からの帰結 (consequence) として移譲の意志を表示するもの」、「沈黙からの帰結として移譲の意志を表示するもの」、「行為からの帰結として移譲の意志を表示するもの」、および、「ある行為をとらないておくことからの帰結として移譲の意志を表示するもの」⁷⁾）とを、挙げているのであるが、——Lev・Lは、上記の〈二つのもの〉について、一つには、「約定の表示媒体で、移譲の意志が表出されてい
るもの」を「語」と表現し、二つには、「約定の表示媒体で、帰結によるもの」

7) Lev・E, pp. 193—194. 傍点は、引用者による。

(per cōséquēns [ペル・コーンセクウェーンス]) (Lev·E とひとしく, <四種>) と表現している⁸⁾——,

イ) しかし, 後者の「表示媒体」について, 結局, Lev·E は, 「一般に, いかなる約定の, であれ, 推理されることによる表示媒体とは, どのようなものであれ(whatsoever), 約定当事者の意志を完全に明示する(sufficiently argues) ものである」⁹⁾とし, Lev·L は, 「しかし, 総じて, 約定の・帰結による表示媒体とは, 約定を交す当事者の・約定を交す意志(vōluntās [ウォルウンタース]) を充分に(sátis [サティス]) 表明示する(indicat [インディカト])・一切のもの(quícquid [クウイククウイド]) である」¹⁰⁾, と述べて,

ウ) 「帰結による表示媒体」にあっては, 「語」と「行為」との<類別>を<括括>しているのである。

h) ア) さらにまた, 「移譲の意志が表出されている表示媒体」が「語」である, とされているが, しかし, 「語」が「意志」を<無媒介に>「表出」することはありえない。

イ) なぜなら, 「語」は, 「外部感覚能力」たる「聴覚能力」によって受容された「聴覚内容」にすぎず, 「意志」は, 「内部」にあるものであって, それゆえ, かかるものとしての「意志」は, 「語」という「外部感覚内容」を通じて, 「理解」されることを<媒介>としてのみ¹¹⁾「表出」されるのであるからであり, そして, 「理解」は, 「推理」にはかならないのである。

ウ) それゆえ, 「移譲の意志が表示されている表示媒体」とされる「語」も, 実は, 「推理サレルコトニヨル」「表示媒体」であり, 「帰結による表示媒体」

8) Lev·L, pp. 105–106. 傍点は, 引用者による。

9) Lev·E, pp. 193–194.

10) Lev·L, p. 106. 傍点は, 引用者による。

11) cf. EoL, Part I. Chap. 15. §. 8. p. 21 ; DH, Caput X. §§. 1–3. OL·II. pp. 89–91 ; Lev·E, Part I. Chap. IV. paragr. 20. pp. 108–109 ; Lev·L, Pars I. Cap. IV. paragr. 22. OL·III. p. 30

である。

エ) してみれば、〈二つ〉の「表示媒体」も、要するに、「推理サレルコトニヨル」(「帰結による」)「表示媒体」に、帰着する。

i) しかるに、前述・g), ウ) のように、「帰結による表示媒体」にあつては、「語」と「行為」との〈類別〉は〈払拭〉されているのであるから、

ii) 「表示媒体」を、「語」か、「行為」か、ないしは、その「双方」であるか、とする〈類別〉は、またしても、《無意味》である。

5) つぎに、第二の所論は、以下のものである。

Lev·E 「これらの表示媒体は (the same), 紣 (BONDS) であって、これによって、人は、束縛され、拘縛され、拘束される。この索は、それがもつ拘束力 (strength) を、索自身の本性から、得るのではなく、(なぜなら、人が口にする語よりもたやすく破られるものは、なに一つ、ないからである)，語の破棄 (rupture) から生ずる・なにらかの・損失となる帰結 (some evill consequence) にたいする恐怖の感情 (Feare) から、得るのである」¹²⁾。

Lev·L 「また、これらの表示媒体 (hāc [ハエク]) は、索 (víncula [ヴィンクウラ]) であって、この索は、束縛力 (rōbur [ローオブル]) を、自らの本性から、得るのではなく、約束 (prómissum [プローミックスム]) への違反 (violātio [ヴィオラーツィオ]) から生ずる損失 (dāmnum [ダムヌム]) にたいする恐怖の感情 (mētus [メトゥス]) から、得るのである」¹³⁾。

a) Lev·E, Lev·L いずれの論述も、「これらの表示媒体は、…」——すなわち、「語」と「行為」とは——の文言で始まりながら、後続の叙述では、「語」・「約束」のみについて語られているのは、《論述上の不整合》である。

b) 「これらの表示媒体」が「行為」をも含むのであれば、その「行為」は、「意志」が既に〈成就〉してしまっていることを「表示」しているものな

12) Lev·E, p. 192.

13) Lev·L, p. 104.

のであるから、「この絆は、それがもつ拘束力を、…」、「この絆は、束縛力を…」以下の叙述は、〈成立しえない〉、という・今度は《論理上の不整合》が、ここにあることになる。

c) そこで、——「行為」を除外すれば——、「語」が、はたして、「拘束力」・「束縛力」をもつ、という所論が成立しうるか、否かである。

ア) 「語」は、言うまでもなく、その「本性」を〈音聲〉の中に有し、かつ、〈須叟にして消滅するもの〉であり、それゆえ、もともと、その「語」を発する〈人間〉にたいし、「意志」を「行為」として〈成就〉せしめる「力」、すなわち、「拘束力」・「束縛力」を、——たとえ、前掲の「恐怖の感情」があろうとも——「得る」ことは、決してできない。

イ) 上記の「力」としての「拘束力」・「束縛力」を有する、しかし、〈可能性〉を持つのは、「意志」を抱く〈人間〉に、その「意志」の対象たる「行為」を〈成就〉せしめんとする・当の「意志」である。

ウ) 「語」は、かかるものとしての「意志」を「表明」する以外のものではない。

d) 上記・c), イ) のように、「意志」が「拘束力」・「束縛力」を有する〈可能性〉をもつ、と言う理由は、(既述・本稿・II—Bのとおり)，

ア) 「語」が、——「過去」において「意志」が「行為」を、〈成就〉せしめてしまったことを、

イ) ないしは、「現在」において〈成就〉せしめていることを、——「表明」する場合には、

ウ) 「意志」は、「拘束力」・「束縛力」を〈有した〉、ないし、〈有している〉のであるが、

エ) 「語」が、——「将来」において「意志」が「行為」を、〈成就〉せしめることを、——「表明」する場合には、

オ) その「語」が発せられた「過去」、ないし、発せられる「現在」から「将来」にわたる〈時間の経過〉の間に、当初の「意志」が〈変化〉する〈可能

性〉が存在するため、

カ) 当初の「意志」が「行為」を、〈成就〉せしめる〈可能性〉と、〈成就〉せしめない〈可能性〉とが、併存するのであって、

キ) そのことは、「意志」が「拘束力」・「束縛力」を有する〈可能性〉をもつにすぎないことであるからである。

エ) ア) ところで、「権利」の「放棄」の「意志」の「表明」、および、「移譲」のうち「贈与」の「意志」の「表明」について、「語」以外にも「表示媒体」¹⁴⁾が存在する場合には、

イ) それらの「表示媒体」は、上記の「意志」が「将来」における「行為」を〈成就せしめる〉ことの〈確実性〉を、「表明」しているのであるから、

ウ) その「意志」を抱いた〈人間〉が、当該「行為」を〈成就せしめない〉ことがあれば、

エ) 当然、——「約束」の「破棄」、「約定」とりわけ「協約」・「契約」の「不履行」として——、なにらかの〈報復〉が加えられる。

オ) それゆえ、当該〈人間〉は、この〈報復〉（「なにらかの損失」・「約束への違反から生ずる損害」）にたいする「恐怖の感情」から、当初の「意志」の対象たる「行為」を〈成就せしめる〉ように「拘束」・「束縛」されるのは、ほぼ必然である。

カ) それゆえ、当人に当該「行為」を〈成就せしめる〉「力」は、確かに、「拘束力」・「束縛力」であり、それは、上記の「恐怖」という「感情」・「情念」から発するものである。

キ) だがしかし、その「拘束力」・「束縛力」は、Lev·E, Lev·Lが言うのとは異なって、「語」・「約束」が「得る」「力」ではないのであって、

ク) i)かかる「語」・「約束」という「表示媒体」によって、「将来」にお

14) 「語」以外の「表示媒体」といっても、この場合には、「将来における実行を表わす〈文字言語〉のみである。

ける当該「行為」の〈成就〉にたいする「意志」を「表明」した・當の〈人間〉、「恐怖」という「感情」・「情念」を抱く〈人間〉が「得る」「力」であり,
ii) さらに正しく言えば、その〈人間〉が「恐怖」の「情念」を動因として行う「秤量」の「最終段階」たる・「最終の恐怖」としての「意志」が「得る」・「拘束力」・「束縛力」である。

ケ) こうして、EoL, DC・Lに比して新たに加えられた・Lev・E, Lev・Lの・第二の所論もまた、《失当》である。 (以下、次号)